

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                  |
|-------|-----------------------|
| 37    | 保育所等の利用に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、保育所等の利用に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

### 特記事項

保育所等の利用に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

大阪府堺市長

## 公表日

平成29年10月3日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 保育所等の利用に関する事務   |
| ②事務の概要                   | <p>当該事務は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設等の支給認定及び利用調整や措置等を行うものである。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する業務</li> <li>2. 児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置に関する業務</li> </ol>   |
| ③システムの名称                 | ・子育て支援総合システム・保育システム・共通基盤システム・統合利用番号連携サーバー・中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 特定教育・保育施設等ファイル           |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項 別表第一の8の項及び94の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条第7号、第8号及び第68条第1号から第6号   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | <p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</p>  |
| ②法令上の根拠                  | <p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br/>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 別表第二における情報提供の根拠<br/>なし(情報提供は行わない)</li> <li>2. 別表第二における情報照会の根拠<br/>[別表第二]<br/>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施または措置に関する事務」及び「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(13の項、16の項及び116の項)<br/>[主務省令] 第10条の3及び第59条の2</li> </ol> |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 子ども青少年局子育て支援部幼保推進課  |
| ②所属長                     | 近藤 芳広   |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
| なし                       |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 堺市市長公室広報部市政情報課<br>〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号<br>TEL:072-228-7439   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 堺市子ども青少年局子育て支援部幼保推進課<br>〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号<br>TEL:072-228-7173   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 平成29年4月1日 時点    |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 平成29年4月1日 時点    |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

